

背景

○ 災害対策基本法の一部改正 等

※平成26年2月の大雪の際に、立ち往生車両等の発生により除雪作業に支障が生じ、大規模かつ長期にわたる孤立集落等が発生

- ・ 大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動等の災害応急対策に支障が生ずるおそれ
- ・ 災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら放置車両等を移動する等の措置を位置付け



主な修正内容

- 緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合における道路管理者による放置車両等の移動等
- 都道府県公安委員会による道路管理者に対する放置車両等の移動等の要請
- 大雪についての警報等の情報伝達手段の多重化・多様化、雪害対応の経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結等

※そのほか組織改編に伴う所要の修正